

議案第64号

南風原町個人番号の利用等に関する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項に基づき、庁内での個人番号の独自利用及び庁内のシステム連携について条例を制定する必要があるため提案する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第1欄に掲げる執行機関が行う同表の第2欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる執行機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法第19条第7号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる照会機関が、同表の第3欄に掲げる提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規

程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び同条第3項

ただし書の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	南風原町こども医療費助成条例（平成6年南風原町条例第13号）に関する事務
2 町長	南風原町母子及び父子家庭等医療費助成要綱（平成19年南風原町要綱第38号）に関する事務
3 町長	南風原町保育の利用等に関する条例施行規則（平成27年南風原町規則第9号）に関する事務
4 町長	南風原町国民健康保険税減免要綱（平成20年南風原町要綱第14号）による保険税の減免に関する事務
5 町長	南風原町高額療養費貸付要綱（昭和51年南風原村告示第6号）に関する事務
6 町長	南風原町健康診査事業実施規則（平成14年南風原町規則第25号）に関する事務
7 町長	後期高齢者の健康診査に対する補助金交付要綱（平成20年南風原町要綱第7号）に関する事務
8 町長	南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年南風原町条例第18号）に関する事務
9 町長	南風原町地域生活支援事業実施要綱（平成19年南風原町要綱第40号）に関する事務
10 町長	南風原町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成26年南風原町要綱第8号）に関する事務
11 教育委員会	南風原町就学援助規則（平成19年南風原町教育委員会規則第1号）に関する事務
12 教育委員会	南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第1号）に関する事務
13 教育委員会	南風原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成5年南風原町教育委員会告示第4号）に関する事務

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給に関する情報（以下「国民年金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 町長	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法による保育料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

	で定めるもの	
4 町長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		南風原町こども医療費助成条例によるこどもの医療費の助成に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務による母子及び父子家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「母子及び父子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報（以下「自立支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		

6 町長	南風原町こども医療費助成条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務による手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 町長	母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		福祉手当関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	国民健康保険法による保険給付の支給又	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	南風原町国民健康保険税減免要綱による保険税の減免に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	国民健康保険の高額療養費の貸付の事務であって規則に定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	南風原町健康診査事業実施規則による健康診査及びその他の本町が実施する健康診査に要する費用の一部負担に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 町長	後期高齢者の健康診査に対する補助金交付要綱による後期高齢者の健康診査費用の補助金交付に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 町長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
14 町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
15 町長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		
16 町長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの	
17 町長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
19 町長	南風原町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの
		こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
福祉手当関係情報であって規則で定めるもの		

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

	助を行う事務であって規則で定めるもの		
2 教育委員会	南風原町立幼稚園保育料条例による幼稚園における教育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの